

彦根市撮影協力ボランティア・エキストラ登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、彦根市内で行われる映像作品の撮影等の実施に当たり、本市が支援を行う映像制作者等の業務に協力するボランティアスタッフおよび映像作品の臨時的な出演者(以下「エキストラ」という。)の登録のために必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 ボランティアスタッフおよびエキストラによる映像制作者等への協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアスタッフ 映像制作者等が撮影等を行う際の補助的な業務
- (2) エキストラ エキストラとしての出演

(登録の要件等)

第3条 ボランティアスタッフおよびエキストラとして登録することができる者は、彦根市内に在住し、または在勤し、もしくは大学・大学院、専門学校等に在学する者であって、かつ、年齢が18歳以上である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、ボランティアスタッフおよびエキストラとして登録することができないものとする。

- (1) ボランティアスタッフおよびエキストラとしての協力を特定の政治、思想、宗教等の活動等に利用するおそれのある者
- (2) 彦根市の職員や撮影関係者、撮影関係施設等の業務を妨げるおそれがある者
- (3) 彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 法令または公序良俗に反するおそれのある者
- (5) その他市長が適当でないと認める者

(登録)

第4条 ボランティアスタッフおよびエキストラとして登録を行おうとする者は、市長に対し、彦根市公式LINEから申し込むものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録完了について、申込者に通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第5条 前条の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録内容について変更または取消しの事由が生じた場合は、市長に対し、彦根市公式 LINE から届け出るものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から登録取消しの申出があった場合
- (2) 登録内容に虚偽の内容または不正な手段により登録を行ったことが判明した場合
- (3) 登録者が市の職員、撮影関係者、撮影関係施設等に対して、迷惑行為または不適切な行為を行った場合
- (4) その他登録の取消しが必要であると市長が判断する場合

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。